

○国立大学法人埼玉大学不動産貸付要項

〔平成16年4月1日〕
制 定
改正 平成29. 2. 23

(趣旨)

第1 本学に所属する不動産(以下「不動産」という。)を、本学以外の者に一時貸付するときは、国立大学法人埼玉大学不動産貸付事務取扱細則その他別に定めがある場合を除き、この要項の定めるところによる。

(貸付の許可手続)

第2 不動産の一時貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、不動産貸付許可願(別紙様式第1)により、原則として許可を受けようとする日の1ヶ月前までに、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請を許可したときは、不動産貸付許可書(別紙様式第2)を申請者に交付するものとする。

(貸付料等)

第3 第2第2項の規定により、不動産の貸付を許可された者(以下「借受者」という。)は、法令等に定めのある場合を除き別に定める貸付料及び当該不動産の使用に伴う光熱水料等の経費(以下「貸付料等」という。)を原則として使用開始日の前日までに納付しなければならない。ただし、国、地方公共団体、国立大学法人等が使用する場合にあっては、使用終了日の属する月の翌月の末日を納付期限として後納させることができる。

2 既納の貸付料等は、原則として還付しない。ただし、天災その他借受者の責に帰すことができない事由により使用できないときは、その使用できない期間に相当する使用料に相当する額を還付することができる。

(借受中止の手続)

第4 借受者は、貸付を許可された不動産の使用を中止しようとするときは、不動産借受中止届(別紙様式第3)により学長に届け出るものとする。

(貸付許可の取消等)

第5 学長は、本学において当該不動産を使用する必要が生じたとき、又は貸付許可に際して付した条件を守らないときは、借受者に対し貸付許可を取消し又は貸付日時を変更させ、若しくは必要な是正措置を命ずることができるものとする。

2 前項の措置により、借受者にいかなる損害が生じても、本学はその責を負わないものとする。

(原状回復)

第6 借受者は、故意若しくは過失により不動産を滅失又はき損したときは、本学

の指示に従い、速やかに原状に復さなければならない。

2 借受者が原状回復の義務を履行しないときは、本学は、借受者の負担においてこれを行うことができる。この場合、借受者は何等の異議を申し立てることができない。

(事故の責任)

第7 借受者は、不動産の借受中に生じた事故について一切の責を負うものとする。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年2月23日から施行する。

別紙様式第1（第2第1項関係）

（表）

不動産貸付許可願

年 月 日

埼玉大学長 殿

申請者

（住所又は所在地）

（事業所又は団体名）

（代表者氏名）

（使用責任者氏名） （電話）

国立大学法人埼玉大学不動産貸付要項及び裏面記載の貸付許可条件を遵守しますので、下記施設の貸付を許可願います。

記

施設の名称及び数量	
使用目的	
借受期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用予定人員	名 男 名 名 女 名
その他参考事項	

(裏)

不動産貸付許可条件

- 1 貸付料等（貸付料及び光熱水料等負担金）は、請求書で指定された期日までに納入しなければならない。
- 2 貸付許可を受けた不動産を使用目的以外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。
- 3 不動産を使用するに当たっては、次の事項を守らなければならない。
 - ア 貸付許可書及び領収証書を本学関係職員に提示すること。
 - イ 火気の取扱いは特に厳重にし、火災予防に対しては、万全の措置を講じること。
 - ウ 貸付許可を受けた施設以外の場所に出入りしないこと。
 - エ 使用後は速やかに整理・清掃のうえ、本学関係職員の検査を受けること。
- 4 故意又は過失により不動産を滅失又はき損したときは、本学の指示に従い、速やかに原状に復さなければならない。なお、原状回復の義務を履行しないときは、本学は、借受者の負担においてこれを行うことができる。この場合借受者は何等の異議を申し立てることができない。
- 5 借受者は、不動産の借受中に生じた事故について一切の責を負うものとする。
- 6 借受を中止する場合には速やかに届け出なければならない。
- 7 次の場合には、貸付許可を取消し又は貸付日時を変更させ、若しくは必要な是正措置を命ずることがある。
 - ア 貸付料等を納入しないとき。
 - イ 使用目的を無断で変更したとき又は他の者に転貸したとき。
 - ウ 本学の事業に支障を生じることとなったとき。
 - エ 施設を滅失及びき損するおそれが生じたとき。
 - オ 公序良俗に反するおそれがあることが判明したとき。
 - カ 不動産管理に支障が生じたとき。
 - キ その他貸付条件等を守らないとき。
- 8 前2項により貸付許可を取消し、又は借受を中止した場合であっても既納の貸付料等は、原則として還付しない。
- 9 不動産管理上必要があるときは、本学関係職員は随時貸付中の施設に立ち入り必要な指示を与えることができる。
- 10 その他詳細については、その都度本学関係職員が指示する。

別紙様式第2（第2第2項関係）

（表）

不動産貸付許可書

年 月 日

殿

埼玉大学長

印

国立大学法人埼玉大学不動産貸付要項及び裏面記載の貸付許可条件を遵守することを条件として、下記のとおり貸付を許可します。

記

施設の名称及び数量			
使用目的			
貸付期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
貸付料及び 光熱水料等負担金	貸付料	光熱水料等負担金	計
	円	円	円
その他参考事項			

(裏)

不動産貸付許可条件

- 1 貸付料等（貸付料及び光熱水料等負担金）は、請求書で指定された期日までに納入しなければならない。
- 2 貸付許可を受けた不動産を使用目的以外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。
- 3 不動産を使用するに当たっては、次の事項を守らなければならない。
 - ア 貸付許可書及び領収証書を本学関係職員に提示すること。
 - イ 火気の取扱いは特に厳重にし、火災予防に対しては、万全の措置を講じること。
 - ウ 貸付許可を受けた施設以外の場所に出入りしないこと。
 - エ 使用後は速やかに整理・清掃のうえ、本学関係職員の検査を受けること。
- 4 故意又は過失により不動産を滅失又はき損したときは、本学の指示に従い、速やかに原状に復さなければならない。なお、原状回復の義務を履行しないときは、本学は、借受者の負担においてこれを行うことができる。この場合借受者は何等の異議を申し立てることができない。
- 5 借受者は、不動産の借受中に生じた事故について一切の責を負うものとする。
- 6 借受を中止する場合には速やかに届け出なければならない。
- 7 次の場合には、貸付許可を取消し又は貸付日時を変更させ、若しくは必要な是正措置を命ずることがある。
 - ア 貸付料等を納入しないとき。
 - イ 使用目的を無断で変更したとき又は他の者に転貸したとき。
 - ウ 本学の事業に支障を生じることとなったとき。
 - エ 施設を滅失及びき損するおそれが生じたとき。
 - オ 公序良俗に反するおそれがあることが判明したとき。
 - カ 不動産管理に支障が生じたとき。
 - キ その他貸付条件等を守らないとき。
- 8 前2項により貸付許可を取消し、又は借受を中止した場合であっても既納の貸付料等は、原則として還付しない。
- 9 不動産管理上必要があるときは、本学関係職員は随時貸付中の施設に立ち入り必要な指示を与えることができる。
- 10 その他詳細については、その都度本学関係職員が指示する。

別紙様式第3（第4関係）

不動産借受中止届

年 月 日

埼玉大学長 殿

使用者

（住所又は所在地）

（事業所又は団体名）

（代表者氏名）

（使用責任者氏名）

（電話）

年 月 日付けで許可のあった貴学不動産の借受を中止します。